

厚生常任委員会

平成25年8月23日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

| | | |
|--------|-------|-------|
| ◎里川宜志子 | ○辻 善次 | 宮崎 和彦 |
| 小林 誠 | 吉野 俊明 | 伴 吉晴 |
| 飯高 昭二 | | |
| 中西 議長 | | |

2. 理事者出席者

| | | | |
|-----------|-------|-------------|-------|
| 町 長 | 小城 利重 | 副 町 長 | 池田 善紀 |
| 総 務 部 長 | 乾 善亮 | 住 民 生 活 部 長 | 植村 俊彦 |
| 福 祉 課 長 | 本庄 徳光 | 同 課 長 補 佐 | 中原 潤 |
| 同 課 長 補 佐 | 安藤 容子 | 国 保 医 療 課 長 | 寺田 良信 |
| 同 課 長 補 佐 | 田口 昌孝 | 健 康 対 策 課 長 | 西梶 浩司 |
| 同 課 長 補 佐 | 増井つゆ子 | 環 境 対 策 課 長 | 栗本 公生 |
| 同 課 長 補 佐 | 井上 究 | 同 課 長 補 佐 | 峯川 敏明 |
| 住 民 課 長 | 清水 昭雄 | 同 課 長 補 佐 | 鎌田 裕之 |

3. 会議の書記

| | | | |
|-------------|-------|-------|-------|
| 議 会 事 務 局 長 | 藤原 伸宏 | 同 係 長 | 大塚 美季 |
|-------------|-------|-------|-------|

4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 伴委員、飯高委員

委員長

皆さん、おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまより厚生常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

まず最初に、町長のご挨拶をお受けいたします。 小城町長。

町長

（町長挨拶）

委員長

ありがとうございました。

それでは最初に、本委員会の会議録署名委員を、私のほうから指名させていただきます。

署名委員には、伴委員、飯高委員のお二人を指名いたします。お二人にはよろしく願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりです。

初めに、1として、継続審査案件を議題としたいと思います。その1、環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについてを議題とし、理事者の報告を求めます。 栗本環境対策課長。

環境対策
課長

それでは、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきまして、ご説明をさせていただきます。

今委員会におきましては、現在、最終処分場内で進めております、ごみ積替え施設整備工事の進捗状況及び今後の予定について。また、本年4月から実施をしております、住宅用太陽光発電システム設置補助金交付事業の状況について。そして、2年目を迎えております可燃ごみの委託処理の状況についての3点につきまして、ご報告をさせていただきます。

まず、ごみ積替え施設整備工事についてであります。

昨年9月議会におきまして、工事請負契約締結の議決をいただきました後、契約業者であります新明和工業株式会社によりまして、実施設計、開発事前協議から建築確認申請に至ります許認可申請の業務に入りまして、本年4月末に建築確認申請など全ての手続きが完了いたしましたことから、5月より本格的に建築工事に着手をしたところであります。

現在の進捗状況であります。8月20日現在で、工場棟の1階部分の土間、柱等のコンクリート打設まで完了しております。現在、養生しながら、2階部分にあたります、ごみを投入するためのプラットホーム部分の土間の配筋工事を行っております。建築工事の進捗率にいたしますと、50%弱の状況でございます。

当初の計画では、3月中には建築工事に着手したい考えでございましたが、実施設計や許認可申請の協議に時間を要し、着手が約1か月遅れましたものの、梅雨時期から今日まで、例年よりも雨の少ない日が幸いいたしまして、順調に遅れを取り戻し、現在では、ほぼ遅れは取り戻している状況でございます。

今後の予定につきましては、9月下旬から10月上旬には、今回のメイン設備でありますダストドラム本体が搬入をされ、設置されました後、外装や屋根の工事、内部仕上げなどの作業を経まして、11月初旬から中旬には、工事は完了し、その後、請負業者によります設備の点検、性能検査、試運転等が行われ、予定通り12月6日には竣工となる運びでございます。

竣工後は、町によります検査、試運転等を行いまして、年明け、平成26年1月中旬には、本格的にごみ積替え作業を開始したいと考えているところであります。

なお、完成後、本格的なごみ積替え作業開始までに、町議会の皆様、地元自治会、その他関係者の方々に施設の見学会をさせていただく計画にしております。

日程等が決まりましたら、改めましてご案内をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

次に、住宅用太陽光発電システム設置補助金交付事業についてであり

ます。

再生エネルギーの普及を促進し、温室効果ガスの削減を図り、もって地球温暖化の防止を図ることを目的に、斑鳩町住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱を本年4月1日に施行いたしまして、5月末まで周知に努め、6月より補助金交付申請の受付を開始しているところであります。

住民の方々への周知につきましては、4月号町広報紙、あるいはホームページに制度の創設や募集のお知らせを掲載したほか、公共施設などに募集案内ポスターを掲出するとともに、募集案内チラシ、募集要項などの備え付けを行ったところであります。

さらには、申請受付開始にあわせまして、6月号町広報紙に募集案内チラシをはさみ込みまして、補助制度の周知徹底に努めたところであります。

このような周知を経まして、6月から補助申請を受け付けておりますが、8月20日現在で、21件の申請を受理をしているところであります。これまでの国の補助金の申請件数などから、平成25年度では、100件を超える申請があるのではと予測をしているところではあります。現在のところ、その予測からは、若干少なく推移しているところであります。

奈良県の補助申請件数につきましても、平成25年7月末現在で昨年同時期より25%近く申請件数が減少していると聞いております。当町と同じ時期に補助制度を創設されました三郷町でも、7月末現在での申請数が10件と、予測よりも少ない件数と聞いております。

今年は、昨年ほど節電が強く叫ばれていないこともございまして、節電への関心がやや薄れているのが、補助申請数にも影響を与えているのではないかと思量しているところであります。

いずれにいたしましても、今後、地球温暖化防止対策を講じていくうえで、再生可能エネルギーの活用は不可欠であります。その再生可能エネルギーの活用の必要性も含めまして、今後も引き続き、住民の方々に、啓発あるいは補助制度の周知に努めてまいりたいと考えているところで

あります。

次に、3点目、委託処理に移行いたしましてから2年目を迎えております可燃ごみの処理状況であります。

平成24年度、処理を委託いたしました、三重中央開発株式会社におきましては、1年間、適正な処理はもちろん、コンテナの配車や運搬中の事故、危険な走行といった問題点もなく、適正に業務を遂行いただけたことから、引き続き、平成25年度におきましても、処理を委託をしているところであります。

また、委託料につきましては、当町の可燃ごみは不純物が少なく、問題なく焼却処理できていることから、交渉をいたしました結果、平成25年度では、平成24年度よりも1tあたり500円安い、1tあたり税込み34,650円で契約できたところであります。

なお、7月末までの処理量につきましては、1,329.93tと、昨年同時期と比較をいたしまして、3%、量にして42.14t減少している状況で、住民の方々には、委託処理に変わりましたが、引き続き減量化に向けて努力いただけているのが、この処理量にもあらわれているのではないかと考えております。

委託処理のメリットは、ごみの量が減少すれば、比例して処理費用も減少するといったように、一番わかりやすいお金で表現できるという点であります。

平成25年度では、処理量の減少、処理委託料の単価の見直しなどから、7月末現在で、昨年同時期と比較をいたしまして、約220万円、委託料が減少しております。

この効果が持続できますように、さらに住民の方々にごみ分別の徹底、ごみ減量化への意識の向上に努めていきたいと考えているところであります。

以上で、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきましてのご説明とさせていただきます。

委員長

ご苦労さまでした。それでは、報告が終わりましたので、なにか質疑、

ご意見などがございましたらお受けいたします。いかがでしょうか。
伴委員。

伴委員 今の報告で、可燃ごみのやつですねんけど、500円安くなったと、これ年間でいきました場合は、今現在では、減量と両方で220万ほど安くいけているという話ですけど、年間でいきますと、この500円安くなった分で、どれぐらいの金額なんですかね。

環境対策課長 排出量にもよりますが、排出量が昨年と同じだったと想定した場合は、約200万円の減額になります。そして、今の、この3%、去年より現在は3%排出量が少ないんですけども、これを今後も維持し、24年度と比較して3%減ったと仮定しますと、625万円、平成24年度より委託料が減少する計算になります。

伴委員 トータルでいくと大きな数字になってくるなど、今、答え聞いて思いますねんけど、またこれ、結果が出ましたら住民のほうに、また、そういうような形で広報、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

委員長 他に何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。特にございませんか。

(な し)

委員長 それでは、これをもって質疑を終結させていただきます。
継続審査につきましては、これで終わらせていただきたいというふうに思っておりますが、以前、委員より、ごみ積替え施設の現地調査についてやっていきたいというご希望も聞いておりました、委員会としても、現地調査をしていこうというふうに考えておりましたけれども、先ほど課長の説明、報告にございましたように、ごみの積替え施設のメインとなる設備というのが、ダストドラムなんですけど、そのダストドラムが入

る前に行っても、もうひとつこう、建屋だけのね、状況で見るような形になりますので、ダストドラムが入るタイミングにあわせて、今、課長の説明では、9月下旬から10月初旬にかけて、これは工事の予定でどんなふうになるかわからないんですが、開会中の委員会でもちょっと現地調査を行うというのは難しいような状況になると思うんですが、いかがでしょうか、現地調査については、ダストドラムが入って、そういうタイミングで現地調査、現場と、課長とそして正副委員長の判断にお任せをいただきまして、現地調査を行うということで進めていきたいと思っておりますけれども、委員皆さまのほうで、なにかご異論はございます。それでよろしいですか。

(異議なし)

委員長

それでは、ダストドラムが設置された時点で、私たちのほう、委員会としての現地調査をさせていただく。そして先ほど、課長もありましたが、運転をしていくことになると、住民さんや、また議会皆さんにもということもおっしゃっておられましたけれども、とりあえず、ダストドラムの段階で委員会としての現地調査を行いたいということで、担当課長のほうにお願いをしておきたいというふうに思います。

そしたら、以上のような形で進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。ありがとうございます。

そしたら、現地調査の時期につきましては、改めて決定させていただき、またご連絡をさせていただきます。

それでは、本件については報告を受け、一定の審査を行ったということで終わっておきたいと思っております。

続きまして、2番目です、9月定例会の提出予定議案について、あらかじめ説明を受けることといたします。

まず初めに、(1)平成25年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について、理事者の説明を求めます。

寺田国保医療課長。

国保医療
課長

それでは、9月定例会の提出予定議案の1番目の、平成25年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、資料1をご覧くださいませでしょうか。

本補正予算につきましては、平成25年度の前期高齢者交付金の概算交付金の確定と、この確定に伴います国庫、県支出金の補正、後期高齢者支援金医療費拠出金、介護納付金の確定、前年度療養給付費負担金等の精算に伴います追加交付及び返還に係る補正、前年度繰上充用の執行に伴う補正となっております。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,084万7千円を増額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ37億3,334万7千円とするものでございます。

それでは初めに、歳出予算の補正につきましてご説明申し上げます。下段の歳出総括表（案）をご覧くださいませでしょうか。

初めに、第3款後期高齢者支援金等では、平成25年度の後期高齢者支援金の額が確定したことから、1,595万7千円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、第6款介護納付金につきましても、平成25年度の納付額が確定したことから、343万5千円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、第10款諸支出金についてでございますが、4,100万3千円の増額補正をお願いするものでございます。

その内訳は、一般被保険者償還金で、療養給付費等国庫負担金に係る過年度分の返還として、4,040万6千円の増額、特定健康診査等負担金に係る過年度分の国・県への返還として、59万8千円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、第12款前年度繰上充用金では、平成24年度決算により、執行額が確定したことから、76万4千円の減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、歳入予算の補正についてでございます。

上段の歳入総括表（案）をご覧くださいませすでしょうか。

初めに、第2款国庫支出金では、2,677万9千円の減額補正をお願いするものでございませす。

その内訳は、療養給付費負担金では、医療費給付費現年度分で、この負担金の算定に用いられませす前期高齢者交付金の確定により1,701万7千円の減額、後期高齢者支援金分現年分で、後期高齢者支援金の確定により、487万9千円の減額、介護納付金分現年分で、介護納付金の確定によりませす、109万9千円の減額補正をお願いするものでございませす。

財政調整交付金では、医療給付費分普通財政調整交付金で、この交付金の算定に用いられませす前期高齢者交付金の確定によりませす、210万4千円の減額、後期高齢者支援金分普通財政調整交付金で、後期高齢者支援金の確定により、137万1千円の減額、介護納付金分普通財政調整交付金で、介護納付金の確定により、30万9千円の減額補正をお願いするものでございませす。

次に、第3款療養給付費等交付金では、前年度の交付金の確定に伴いませす交付不足分の追加交付額178万3千円の増額補正をお願いするものでございませす。

次に、第4款前期高齢者交付金では、平成25年度の概算交付額の確定したことから、2,338万6千円の増額補正をお願いするものでございませす。

次に、第5款県支出金では、財政調整交付金378万4千円の減額補正をお願いするものでございませす。

第2款の国庫支出金の財政調整交付金と同様の理由で、医療給付費分普通財政調整交付金で210万4千円の減額、後期高齢者支援金分普通財政調整交付金で137万1千円の減額、介護納付金分普通財政調整交付金で、30万9千円の減額補正をお願いするものでございませす。

最後に、第10款の諸収入についてでございませす。

歳入欠かん補填収入で、歳出予算の補正のところでご説明申し上げませすした前年度繰上充用金の補正額と同額の76万4千円と、今回の予算補

正において歳入が歳出を上回ったことによって生じた財源2,700万5千円、あわせまして、2,624万1千円を増額補正させていただくものでございます。

以上で、平成25年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましてのご説明とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

委員長 ご苦労さまでした。説明が終わりましたので、何かお聞きになりたいことがございましたらお受けいたします。いかがでしょうか。特にございませんか。よろしいでしょうか。

(な し)

委員長 特にないようですので、続きまして、2つ目ですね、平成25年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、報告を求めます。本庄福祉課長。

福祉課長 それでは、（2）平成25年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明をさせていただきます。

今回の補正の主な内容は、平成24年度の介護保険事業特別会計の執行額の確定に伴う繰越金と、国、県、社会保険診療報酬支払基金からの負担金、補助金、あるいは交付金の精算に関するもので、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,751万9千円を追加し、歳入歳出それぞれ20億5,441万9千円とするものでございます。

それでは、資料2の歳入歳出総括表（案）によりまして、説明をさせていただきます。

初めに、歳入予算でございます。平成24年度の執行額の確定に伴う国庫負担金及び支払基金交付金の精算により生じた不足金につきまして、平成25年度で交付されることとなりますことから、第3款国庫支出金の介護給付費負担金で20万1千円、第4款支払基金交付金の介護

給付費交付金で240万1千円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、第9款繰越金では、平成24年度の本特別会計の決算におきまして、歳入額が歳出額を上回りましたことから、その差額を平成25年度に繰り越しし、3,491万7千円の増額補正をお願いするものでございます。

続いて、歳出予算でございます。初めに、第5款諸支出金について説明をさせていただきます。第1号被保険者保険料還付金では、平成24年度の決算の確定により、還付すべき過年度分の保険料の見込額が確定いたしましたことから、これらを平成25年度で還付するための経費として44万円、また、平成24年度の地域支援事業に係る国・県の補助金及び支払基金交付金と、介護給付費に係る県負担金が超過交付となりましたことから、これを償還するため、償還金として698万7千円、合計で742万7千円の増額補正をお願いするものでございます。

最後に、今、申し上げました歳入の補正額と、歳出の諸支出金の補正額の差額につきまして、歳入が歳出を上回っておりますことから、その差額を基金に積立できるように、第3款基金積立金において3,009万2千円の増額補正をお願いしております。

以上、平成25年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についての説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

委員長 ご苦労さまです。ただいま説明が終わりましたので、何かお聞きになりたいことがございましたらお受けいたします。 辻委員。

辻委員 これ、積立金の基金の今現在の額っていうのか、どんだけあるのか。

福祉課長 平成24年度の介護保険給付費準備基金でございますが、24年度末時点で4,791万9千円となっております。このことから、補正後の予算額3,015万7千円を積み立ていたしますと、基金残高は7,807万6千円というふうになる予定となっております。

辻委員　　これ、当初3年計画で、だいたい計画どおりより、基金が残るとい
ような感じかな。その辺、3年後はわからへんね、まだ。今後の見通し
もあるやろうし、その辺の推計というのは。

委員長　　小城町長。

町　長　　今、国のほうは、8月で予算の関係やってますけども、2015年度
からこの関係等については、手当の関係等について、お金の少ない方
が優遇していこうというような感じでございますし、その方向ですね、
今、厚生省が中心でやってますけども、そういうことがもう2015年
度で変わってきますから、その状況はわからない。ただ、今、7千何万
ということは、今後恐らく介護料金の関係等について、どう料金が設定
されていくのか、そこらも十分してですね、介護保険審査会等にですね、
諮って行って、そういう状況等を適確にですね、処理していくことが一
番大事ではないかと。今、国のほうかて、まだ、定かではないわけです
から、こういう点、これからどう整備されるのか、その状況を見ていか
なかつたら、ちょっと分からないと思います。

委員長　　よろしいですか。

他になにかございますか。よろしいでしょうか。

(　　な　　し　　)

委員長　　ないようですので、続きまして3点目、平成25年度斑鳩町後期高齢
者医療特別会計補正予算（第1号）について、理事者の説明を求めます。
寺田国保医療課長。

国保医療
課長　　それでは、9月定例会の提出予定議案の3番目の平成25年度斑鳩町
後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明申し

上げます。

恐れ入りますが、資料3をご覧くださいませでしょうか。

本補正予算につきましては、平成24年度会計における繰越金の確定と、出納整理期間中に収納した後期高齢者医療保険料に係る保険料等負担金の支出及び保険料の払戻しに係る保険料還付金の受け入れに要する補正となっております。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ86万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ3億2,496万4千円とするものでございます。

それでは初めに、歳入予算の補正からご説明をさせていただきます。

第5款繰越金、第1項繰越金では、第1目繰越金で平成24年度会計の歳入歳出差引額を繰り越すもので、5万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、第6款諸収入、第2項償還金利子及び割引料、第1目保険料還付金で、平成24年度中に払い戻した保険料のうち、広域連合から保険料還付金として受入未済分、81万4千円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、歳出予算の補正についてでございます。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金では、第1項後期高齢者医療広域連合納付金では、第1目後期高齢者医療広域連合納付金で、繰越しする保険料を広域連合に納付することから、後期高齢者医療保険料等負担金86万4千円の増額補正をお願いするものでございます。

以上で、平成25年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましてのご説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いをいたします。

委員長

ご苦労さまです。説明が終わりましたので、何かお聞きになりたいことがございましたらお受けいたします。いかがでしょうか。よろしですか。

(な し)

委員長 ないようですので、続きまして第4点目、議会の委任による町長専決処分の報告について（平成25年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）について）、これについて理事者の説明を求めます。 本庄福祉課長。

福祉課長 それでは、（4）議会の委任による町長専決処分の報告について（平成25年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）につきまして、ご説明をさせていただきます。

 恐れ入りますが、資料の4をご覧くださいませでしょうか。

 本補正予算につきましては、県の補助金で、介護基盤緊急整備等臨時特例補助金、こちらの内示がございまして、この補助金の受入れと当該補助金の支出について、緊急に予算計上の必要でございましたことから、専決処分により予算補正を行ったものでございます。

 初めに、専決処分書を朗読させていただきます。

 （ 専決処分書朗読 ）

福祉課長 今回の補正予算の内容でございますが、本年3月に第5期介護保険事業計画に基づいて、町の指定となります認知症対応型共同生活介護サービス2施設を公募いたしましたところ、2つの事業所から、募集と同数の2施設の応募がございました。このうちの1施設につきまして、介護基盤緊急整備等臨時特例補助金の交付を受ける資金計画となっており、地元の同意も含めまして、その他の協議内容等について特に問題点もございませんでしたことから、その計画の内容を承認いたしますとともに、県に対して当該補助金に係る事前協議を行ったところでございます。

 その結果、6月27日付けで補助金3,810万円の内示決定を受けましたものでございますが、町が事業者に対して補助金の交付決定を行うにあたりましては、町の予算計上が当然に必要であること、また、事業者は町からの補助決定がないと工事着工ができず、計画どおり年度内での竣工が困難となりますことから、6月28日付けで、専決処分により予

算補正を行ったものでございます。

それでは、本補正予算の内容につきまして、補正予算書の予算に関する説明書により、説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、補正予算書の5ページをお開きいただけますでしょうか。

初めに、歳入予算の補正でございます。第15款県支出金、第2項県補助金、第1目民生費県補助金の老人福祉費県補助金で介護基盤緊急整備等臨時特例補助金3,810万円の増額補正をお願いしております。

次に、6ページをご覧くださいませでしょうか。

歳出予算の補正でございます。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第3目老人福祉費の負担金補助及び交付金で、歳入予算の補正額と同額の3,810万円の増額補正をお願いしております。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。予算書の朗読をさせていただきます。

(予算書朗読)

福祉課長 本補正予算につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定された事項、全額を国庫支出金、県支出金を財源とする経費の予算の補正をなすこと、こちらにつきまして、平成25年6月28日付けで専決処分を行いましたことから、同法同条第2項の規定によりまして、9月議会初日に報告をさせていただくものでございます。

以上、議会の委任による町長専決処分の報告について（平成25年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）について）のご説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

委員長 ご苦労さまです。以上、説明が終わりましたので、何かお尋ねになりたいことがございましたらお受けいたします。 飯高委員。

飯高委員 2箇所の事業所であるということであって、それでまあ、今回1箇所がこういう形になったと。あと1箇所についてはどういう状況であるのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

福祉課長 もう1箇所の施設でございますけども、周辺自治会が多数にわたっておりまして、その地元説明に時間を要しておりまして、現在事前協議については保留という形で取り扱いをさせていただいております。

委員長 よろしいですか。
ということは、その多数の自治会のお話し合い、ご理解が得られれば、またこういう形で、補正予算という形で出てくるという形になるんでしょうか。 本庄福祉課長。

福祉課長 もう1つの事業所、施設につきましては、自己資金によりまして整備をするということで、補正予算等は出てまいりません。

委員長 そうでしたらですね、その自己資金でやるものと、それからこの県から補助金をもらってやるもの、これの違いというのは、どういう基準をもって違いと私達は見といたらいいいのか、その辺ちょっと聞いておきたいと思いますけれども。 本庄福祉課長。

福祉課長 まず、基本的な部分で申し上げますと、運営される事業所が整備された場合には補助対象になってくると。もう1つの施設につきましては、整備をされる事業所と、実際にその施設を運営される事業所が違うということで、補助対象になってこないというふうになっております。

委員長 そして当委員会のほうでね、新たに前回、前々回ぐらいに条例できましたよね。こういう地域密着型のいろんな事業やっていく。県のほうから3,810万円、そのままきてとりあえず町を歩いていかなあかんの

で、こういう形を出していただいているんですが、町自身はその事業に関わって補助金を出さんといけないっていうような、そういう状況というのはないんですか。特に町はそういうものに補助金を出していかんとあかんというようなことにはなっていないんですか。 本庄福祉課長。

福祉課長 法律等々によりまして、町のほうにそういった補助金を支出する、補助するという義務は、規定はございません。

委員長 というような状況でございますが、委員皆さまのほう、いかがでしょうか。よろしいございますか。特にございませんでしょうか。

(な し)

委員長 特にないようですので、以上、9月定例会の付議予定議案については、あらかじめ説明を受けたということで終わらせていただきます。

続きまして、3番目の各課報告事項のその1、平成25年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）について、理事者の報告を求めます。

本庄福祉課長。

福祉課長 それでは、各課報告事項の（1）、9月定例会に提出予定の平成25年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）のうち、住民生活部の所管に関するものにつきまして、私のほうよりご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、資料の5、平成25年度一般会計補正予算（第6号）歳入歳出総括表（案）の歳入総括表をご覧くださいませでしょうか。

初めに、歳入予算でございます。

第20款諸収入の雑入で、平成24年度の執行額の確定に伴う平成24年度福祉医療費助成事業県費補助金の精算により、補助金の追加交付を受けますことから、109万1千円の増額補正をお願いするものであります。

続きまして、裏面の歳出総括表をご覧くださいませでしょうか。

第3款民生費でございます。

初めに、医療対策費及び障害福祉費で、平成24年度の執行額の確定に伴い、前年度に交付を受けた県補助金及び国庫負担金について、超過交付となりましたことから、これを償還するため、増額補正をお願いするものであります。

まず、医療対策費では、平成24年度福祉医療費助成事業県費補助金の超過交付分の償還金として26万1千円の増額補正を、続いて障害福祉費では、平成24年度障害者自立支援給付費等国庫負担金、及び平成24年度障害児通所給付費等国庫負担金の超過交付分の償還金として239万7千円の増額補正をお願いしております。

次に、同じく民生費のふれあい交流センターいきいきの里管理運営事業費でございます。

現在、いきいきの里の駐車場は、建物前の第1駐車場と、その西側の第2駐車場の2つの駐車場を設けておりますが、第1駐車場が満車の場合に、駐車場の入口から一旦出ていただきまして、第2駐車場に移動していただく必要がございます。特に来館者の多い冬の季節には、第1駐車場が満車となりまして、その場合に、第2駐車場に移動される車、あるいは第1駐車場に進入してくる車が対向することとなります。その際、後退のまま第1駐車場を出られる車もありまして、非常に危険ではないかという来館者の方からのご意見もいただいたところでございます。

このことから、来館者の皆様に、より安全に施設をご利用いただくため、第1駐車場と第2駐車場前の西側交流館前の町道、こちらを結ぶ1.5mから2mの既存の歩行者用通路を3.5mに拡幅し、歩行者の通行の安全も確保しながら、一方通行による第2駐車場への自動車の動線を設けることとし、その工事費用といたしまして、251万3千円の増額補正をお願いするものでございます。

以上、平成25年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）案のうち、住民生活部所管に関するものにつきましてのご説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

委員長 ご苦労さまです。ただいま報告が終わりましたので、報告の内容について何かお尋ねになりたいことがございましたら、お受けいたします。いかがでしょうか。よろしいございますか。特にございませんか。

(な し)

委員長 特にないようですので、続きまして、2点目のほうにいきたいと思います。平成26年度保育所保育料について、理事者の報告を求めます。本庄福祉課長。

福祉課長 それでは、各課報告事項の(2)平成26年度保育所保育料につきまして、ご報告をさせていただきます。

本町の保育所保育料につきましては、これまでから、原則として国の保育所徴収金基準額の85%で設定をさせていただいているところでありますが、このたび、国の基準の改正が示されたところでございます。

この中で、保育単価の基準額について、若干の増額と、基準額の増額となっておりますが、これまでの保育料の設定状況等を勘案し、平成26年度の保育料につきましては、平成25年度と同額に据え置くことといたしましたので、ご報告させていただきます。

なお、平成27年度以降の保育料でございますが、現在、国におきまして子ども・子育て新制度に関する具体的な検討が行われており、その中で、平成26年度には、保育に係る新たな公定価格を確定されるスケジュールと聞いております。この新たに示される公定価格等を踏まえまして、各市町村が新たな保育料を検討していくこととなっております。

また、保育を要する児童が増加する中、町立保育所では随時、臨時保育士を採用して対応しているところではございますが、保育士の確保が慢性的に困難な状況となっていることに鑑み、臨時保育士の賃金の見直し等も含め、保育に係る経費と、それに応じた保育料の設定につきまして、今後、引き続き検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

委員長 ご苦労さまです。ただいま報告が終わりましたので、これについて何かお聞きになりたいことはございませんか。よろしいでしょうか。特にございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、引き続きまして3点目に移ります。地域包括支援センターの運営状況について、理事者の報告を求めます。
本庄福祉課長。

福祉課長 それでは、(3)地域包括支援センターの運営状況につきまして、ご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、資料6の平成24年 斑鳩町地域包括支援センター運営事業実績報告(4月～3月)をご覧くださいませでしょうか。

初めに、1つ目の、地域におけるネットワークの構築と、すみません、裏面でございます、裏面の4つ目、地域におけるケアマネジャーのネットワークの構築でございます。この業務は、支援を必要とする高齢者の発見や問題の発生の防止のため、さまざまなネットワークを構築するというものであります。

平成24年度は、斑鳩町内の事業所の介護支援専門員を対象に連絡会を1回開催し、10事業所から14名の介護支援専門員の方にご参加をいただいております。介護保険制度が始まってから10数年が経過し、介護支援専門員の数もふえておりますことから、ベテランと新人を取り混ぜたグループ討議を行っていただくとともに、福祉課職員により介護保険法の改正に伴うサービス内容の変更等について説明をさせていただきます。サービス利用者の声等々につきましても確認を行ったところでございます。

次に、実態把握でございます。こちらは、地域のネットワークの活用等により、高齢者の心身の状況や家族の状況について、実態把握を行う

ものでございます。平成23年度から、介護予防事業の二次予防事業対象者把握のため、生活機能評価のチェックリストの取りまとめ等を包括支援センターに委託しておりますが、そのチェックリストとともに実態把握調査シートを同封いたしまして、平成24年度は、1,270件の実態把握を行っていただいたところであり、平成23年度が調査初年度ということで、65歳以上の全ての方に調査シートを送付いたしましたところでございますが、平成24年度では新たに65歳になられた方、あるいはこれまで未回収となっている方のみを対象としたためでございます。

次に、総合相談、権利擁護でございます。本人、家族、近隣者、地域のネットワーク等を通じて、さまざまな相談や権利擁護の相談を受けるもので、介護の相談のみに限らず、高齢者の生活全般にわたる総合相談を実施いたしますとともに、高齢者の権利擁護につきましても、成年後見等を含め、相談を受けております。平成24年度の相談件数は、延べ171件となっております。

続きまして、裏面にお移りいただけますでしょうか。日常的個別指導・相談と支援困難事例等への指導・助言でございます。この業務では、ケアマネジャーの個別案件や支援困難事例について、当該ケアマネジャーに対する助言や指導を行っております。平成24年度では、困難事例に対して、福祉課とともにケア会議を延べ3件開催しております。

次に、包括的・継続的ケア体制の構築でございます。こちらにつきましては、地域における包括的・継続的なケアを実施するため、関係機関との連携体制を構築し支援するものでございます。在宅医療が進められつつあるなか、特に医療機関等との連携体制につきましては、現段階で具体的な動きには至っておりませんが、平成23年度末から、地域の民生委員の方々とケアマネジャーとの意見交換会を実施しており、その連携を深めることによりまして、高齢者が安心して暮らせる体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、介護予防事業に関するケアマネジメントでは、二次予防事業の

対象となる要支援・要介護となる恐れのある高齢者に対する予防教室への参加促進と、参加者に対するケアプランの作成を行うもので、平成24年度では68件でございました。対象者への電話勧奨等を積極的に行いまして、対前年度に比べて39件の増加となったところでございます。

最後に、新予防に関するケアマネジメントでございます。こちらは、要支援1、要支援2の方に対するケアプランの作成でございます。平成24年度の実績は、実数で236件、延べ件数では2,123件となっております。

以上、地域包括支援センターの運営状況についてのご報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

委員長　ご苦労さまです。報告が終わりましたので、何かお尋ねになりたいことがあれば、お受けいたします。　伴委員。

伴委員　1枚目の表のほうの実態把握のどこなんですが、これ、アンケート送付してくれはった、もちろんこれは回答があった数ですな、これは。

福祉課長　おっしゃるとおり回答のあった件数でございます。

伴委員　それでしたら、だいたいどれぐらいのパーセントで回答戻ってきているのかわかりますかね。ちょっと細かい話ですが。だいたいでも結構です。

福祉課長　今回送付させていただきました件数、人数でございますが、2,630名の方に送付をさせていただいております。回収率はおよそ48.3%となっております。

委員長　よろしいですか。
他に何かございますでしょうか。特にございませんか。

(な し)

委員長

私のほうからちょっと1点確認させていただきたいと思います。以前から地域包括支援センターの事業そのものは、本来、町の責務において、町の責任で行わなければならない。これを斑鳩町では社協に委託をして行っているという状況があるものですから、こういうふうに報告についても、担当委員会のほうへ提出するよということ、以前から申し上げてこのように出しているんですが、職員さんの体制ですね、これも、私自身はいつも、常に、どういう体制で行っているのか、それと、認知症問題が地域包括のほうに結構重点が置かれて、認知症対策というのも行われるようになってきている中でですね、その辺のところ考え方、ある程度ちゃんと重点置いてされているのか、それと職員の配置状況ですね、今のままでいいのか、現状と評価についてちょっとお聞かせいただきたいと思いますというふうに思います。

植村住民生活部長。

住民生活
部長

現在、社会福祉協議会に委託をしております包括支援センターの業務ですけれども、センター長は事務局長の松村が兼ねておりますが、それを0.5と換算いたしまして、現在、常勤換算で4.5人を配置、在宅介護支援係として配置をいたしているところでございます。これにつきましては、現在、23年度から新たにチェックリストとそれに伴う実態調査を行うなど、現体制で行っているところではございますけれども、ただ、相談内容等につきましては、先ほど委員長もおっしゃいましたように、やはり認知症に関する相談というのかなり多くなっている現状でございますので、この中で、やはり社会福祉士などのような、介護者やその家族に関します相談に乗れるような人材を、現在も今、求めているところでございます。

委員長

そういうふうに認識を持っていただいているのであれば、また今後の運営につきましても、期待をしていきたいと思います。認知症の対策と

いうのは非常に難しいものだということ、私自身も感じておりますのでね。本当に認知症というのは段階がいろいろありまして、段階段階によつての、対策、対応はとても難しいものだと思います。そういう相談にのりながらどういうふうにしていったらいいのか、どういうふうになんか少しでもその方の状況が進むのを止めるのかとか、少しでもこういうところへ行くと改善されるんだとか、そういう相談にきちっとのっていただきまして、この事業というのは、介護に進まない、要支援、要介護に進まないように努力していただくという重要な事業だとは思っておりますので、また今後もそういう観点を持って実践して行っていただきたいというふうをお願いをしておきたいと思っております。

他になにかございますでしょうか。特に、よろしいでしょうか。

(な し)

委員長

特にないようですので3つ目についても終わらせていただきます。

それでは、他に、理事者のほうから報告しておくことがございましたら、お受けしていきたいと思っております。 本庄福祉課長。

福祉課長

福祉課のほうからご報告させていただきたいことがございます。

平成25年度介護保険料の8月の年金からの特別徴収分につきまして、一部誤った金額を徴収いたしましたことをご報告させていただきます。

8月の年金から特別徴収させていただく介護保険料は、4月、6月と同額を仮徴収として徴収させていただくのが通例でございますが、保険料の高い段階、あるいは低い段階に関わらず、平成25年度の保険料の賦課額の段階が前年度、24年度と変わった場合には、今後の仮徴収額と本徴収額に大きな差が生じないように、8月分の保険料徴収額で調整をさせていただいているところでございます。

これまでから、年金からの保険料徴収額に変更が生じた場合は、変更後のデータを年金機構等に送信して徴収額を変更しておりますが、今回、

事務処理の誤りから、そのデータが送信されておらず、調整前の徴収額で特別徴収したこととなったものでございます。

その対象人数でございますが、本来の徴収額よりも徴収し過ぎたため、今後還付、お返しをさせていただく必要がある方が908名、逆に、本来の徴収額よりも低い額で徴収してしまったため、改めて差額を納めていただく必要がある方が470名、合計1,378名であることを確認しております。また、その対象となる方には、8月12日（月）に文書によるお詫びとお知らせ、また、還付となる方には還付請求書を同封してお送りさせていただいたところでございます。

今後、9月に年金機構等から保険料の入金がございましたら、還付となる方には速やかにお返しする手続きをさせていただきますとともに、差額を納付いただく必要のある方に対しましては、普通徴収による納付をお願いしてまいりたいというふうに考えております。

今回の事案につきましては、担当職員が事務処理の方法を誤ったこと、また、データ送付前、データ送付後の確認作業が適正に行われていなかったことが原因でございまして、多数の方にご迷惑をおかけいたしましたことを深く反省いたしますとともに、その原因を徹底して検証いたしまして、作業手順マニュアルの見直し、あるいはチェック体制の強化等、再発防止策を講じてまいりますので、なにとぞご理解のほどよろしくお願ひ申しあげます。以上です。

委員長

1つ1ついきたいと思ひます。ただいま報告がございましたように、介護保険料の徴収の関係で、ちょっと入力ミスがあったということで、報告が行われましたが、これにつきまして、委員皆さまのほうで何かお尋ねになりたいことはございますでしょうか。

特に、ございませんか。

最初の町長のご挨拶にも、こういうことが2度とないよというこ、町長のほうもおっしゃっておられますし、担当のほうでも、それについては、今後マニュアルもきちっと作りながら作業工程についての見直し、チェック、確認、こういうことをやっていくとおっしゃられてま

すので。以上、よろしいございますか。

ただ、高齢者の皆さんにとっては、これまで医療や介護、制度もころころ変わる中で、とても分かりにくかったりも、理解ができひんというような状況というのはよくあるケースなんで、こういうことでまたお手紙がいくということになりますと、またよけい頭が混乱してわかりにくかったりする場合もあると思います。大変だろうとは思いますが、町のほうミスした問題ですので、住民皆さんにご理解、きちっといただき、納得していただきまして、特に、還付やったらえろう文句言われへんと思いますが、普通徴収でいただくとなりましたらね、また住民さんのほうからもいろんなことおっしゃられるケースも出てくるやに思いますので、それらについての、適切な、きちっとした誠実な対応をお願いしたいというふうに委員会としても考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

他に、よろしいですか。 辻委員。

辻委員 ミスはミスで、これはもう、なかなか、起こしてはあかんねんけども、起こってから、まあしゃあない、適正な対応をしていただく。それとマニュアルも作るということですけど、福祉課見ますと、かなり過激な労働というのかな、いろんな行事もあって、いろんな労働もされてますので、そんな辺も見据えながら職員の配置もしながら、やっばこう対応せんことには、マニュアル作っても、そのとおりにできない、事務量がえらいあってできないということもありますので、その辺も精査しながら今後の対応を考えてほしいと思うので、よろしくお願ひします。

委員長 ご意見だけでよろしいですか。

辻委員 はい。

委員長 そしたら、他にございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(な し)

委員長 そしたら、続きまして、各課のほうからその他の報告がございましたら引き続きお聞きします。 本庄福祉課長。

福祉課長 福祉課のほうから、もう1点、報告事項がございます。
例年、開催しております敬老会の開催でございます。本年は、9月14日(土)、いかるがホール大ホールにおきまして、開催のほうをさせていただきます。

式典は、9時30分から執り行うことを予定しておりますので、町議会議員の皆さまには、是非ともご出席賜りますようお願い申し上げます。以上です。

委員長 敬老会についての報告がされましたが、これについて何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(な し)

委員長 いつもね、また今年も大衆演劇呼んでいただいているんですよね。あれ、とても人気があるんですけど、議員は、議員や関係者紹介していただいた後、席を立ちまして、できるだけ皆さんにね、前のほうで観ていただこうと思っているんですけど、昨年も前のほうでどうぞ見てくださって言ったんです。声かけたんですけど、そんなん紙貼ってあったら、そんなん座りにくいわというお声がございました。それで私が、そしたら取りますと言って取りましたので、その辺ですね、当日また、議員は式典が終了すれば、観る方はね、また後ろへ行ってみられてもいいかと思いますが、あまり議員が前で陣取って観るっていうのもかなんなど、私たちは思ってますので、できましたら皆が立った後ですね、そういうふうにも、良かったら誘導のほうもしてあげていただいて、後ろに来賓とか紙貼ってくれてはるのね、積極的に取っていただけたら。私たち

も立つ時に気が付けばはずしたりしますけれども、またそういう声があったこと、ちょっと気に留めておいてください。

議員皆さんもまた、当日ご協力お願いいたします。

以上で、敬老会の点についてはよろしいでしょうか。

(な し)

委員長 そしたら、他にその他の報告。 西梶健康対策課長。

健康対策 健康対策課から、生き生きプラザ斑鳩開館5周年記念事業についてご
課長 報告させていただきます。

生き生きプラザ斑鳩が平成20年9月にオープンし、今年の9月で5周年を迎えることとなります。そこで、9月7日(土)9時30分から、生き生きプラザ斑鳩開館5周年記念事業を予定しております。8月広報で周知をさせていただいたところではありますが、保健、食に関する催しと生き生きプラザ斑鳩で活動いただいているボランティア団体の活動展示およびありがとうき市を予定しておりますので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

委員長 ご苦労さまです。ただいま、生き生きプラザの5周年記念事業について報告がありましたが、これについては何かお尋ねになりたいことはございますか。 伴委員。

伴委員 すみません、時間は何時から何時。今、ちょっとお聞きしてなかったんですけど。

健康対策 9時半から12時、正午での予定をしております。

課長

委員長 よろしいですか。

他に何かお尋ねになりたいこと、ございますか。よろしいですか。

(な し)

委員長 その他の報告については、以上でよろしいでしょうか。

(な し)

委員長 それでは、理事者側からの報告事項については、終わらせていただきます。

それでは、4番目の、その他について、これにつきましては、委員皆さんのほうから何か質疑・意見などございましたらお受けしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。 辻委員。

辻委員 今、生き生きプラザということで、就学前までの子どもさんのやつ、子育て支援で、何やらルーム、療育の隣のルーム、ちょっと忘れてんけど、そこへこないだ行ったら、大概一杯で、親と子どもさんとで、もうかなりこう、してますけども、もうちょっとなんかこう、自由に遊べる広い場所ないかなというので、あそこでされても遊具もありますけども、もう少しこう、なんか見たらかなり混雑して、まあ、夏場やったんか、その辺もわからんねんけども。その辺の時期的もありますけども、その辺、ちょっと様子見ながら、また今度。あまりこう詰め込みみたいな感じもしてんけど、その辺どんな感じかな。こないだちらっと見ただけやから、それだけで言って。また対応してくれるやろと思って。

委員長 本庄福祉課長。

福祉課長 季節的な、夏休み期間中ということもあるかとは思いますが、年間を通じた状況を確認のほうさせていただきまして、まずは調査を、どういう状況かを調査させていただきたいといふうに思います。

辻委員 すみません。ちょっと見ただけやから。それで言うのもなんやけど、またその辺もよろしくお願いしときます。

委員長 私も聞いておりますところによると、ちょっと人数が多くなってきましたらね、療育教室のほうの部屋も、一定、きちっと、教室行われる時以外は空き部屋になっているという状況の中では、大変多く来られた場合には、療育教室が空いておればそこも使っているというようなことも、私自身は聞いているんですけどもね。ですから、そういうふうな臨機応変に、その時の状況を見てやっていっていただくということも、やっていただいたらいいんじゃないかなど。たくさん来られた場合はね。あまりたくさん入り込んで、しかも、年齢差がちょっと大きくなると、一緒くたにその部屋でおると、また、怪我をしたり、させたりとかいうような状況もあったりしますのでね。柔軟に、臨機応変にやっていっていただけたらというふうに思いますので。今、辻委員おっしゃったような状況の中で、課長もちょっと、全体のまた数字的な把握もしていただくということですので、また内部で検討してください。

他に何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(な し)

委員長 1点だけちょっと私、気が付いたことなんですが。先日ですね、いきいきの里のお風呂、最近私、またちょっと、このところ重なって行っているんですけども。ご高齢の方と中年の方が、もう体ほとんど動かない、そして、だけでも座ることはできるんですが、しゃべることもできはるんですけどね。そういう方を連れて、いきいきの里入浴されてたんです。それ、夕方だったので、その中年の方がそういう時間やないと入れてあげることができなかつたのかどうかはわからないんですが、もう私も見てて、手伝いましょうかっていって言ったんですけども、ご本人がね、あんまりたくさんの方に迷惑かけるのがかなんのかして、いやもうちょっと入っているからええねんとかいうような状況でしたが、せ

っかく生き生きプラザの中にはね、介護しながら入れる、入浴、ここの利用が少ないということで私も当初からやいやい言ってきました。もっともっと利用してもらってくださいということも言ってきましたが、もちろんいきいきの里のお風呂、そういう方に利用していただくのはいいんですが、もっとゆったりと、他の人に気を使わずに使える生き生きプラザのお風呂というのが、まだまだちょっと周知されてないのかなってということも感じたりしました。それについてはこれからもね、引き続き、こういうふうに入浴ができますっていうことを、いろんなところでまた周知をしていっていただきたいなど。

それともう1点が、また別の日だったんですが、いきいきの里のお風呂に来られた方がね、いつもお風呂使わせていただいているからって言って、お友達待っている間にと行って、桶や座る椅子を、自分がね、入浴された方が一生懸命洗ってくれてはったんです。私も思わずね、ありがとうございますって声をかけたんですが、町長をはじめ議会もですが、斑鳩町というものを、ぬくもりのある、そして自分たちの手でまちづくりをやっていこうという意気込み、こういうところの一端をね、いきいきの里のお風呂でも見ることもできたなど。そういうことをやっていただいている方がおるということ。こういうことを、いろんな分野でいろいろ醸成できていくと、本当に皆が町を大切にしていだけるようなまちづくりになっていくのではないかなと、その時に強く私自身が感じたものですから、ちょっとこの場をお借りして、今後の、特に福祉、環境、こういった、住民課もそうですが、住民さんと本当に係わる、ここの厚生常任委員会という所管ですのでね、今後も、こういうものを大事にしながら、そういう気持ちを作り上げていく、そういうものを目指して、共に、当委員会と理事者側とで頑張っていきたいというふうに思います。委員皆さまにも、また今後ともそういったご協力、ご理解いただきたいと思いますが、理事者におかれても、またそういう努力をしていっていただきたいということをお願いをしておきたいと思います。

他に、委員皆さんのほうで、何かございますでしょうか。よろしいございますか。その他についても、もう。

(な し)

委員長

それでは、その他についてもこれをもって終わらせていただきます。
以上をもちまして、本日の審査案件につきましては全て終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめにつきましては、正副委員長にご一任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

ありがとうございます。
それでは、閉会にあたりまして町長のご挨拶をお受けいたします。
小城町長。

町 長

(町長挨拶)

委員長

それでは、これをもって厚生常任委員会を閉会させていただきます。
皆さま、ご苦労さまでございました。

(午前10時17分 閉会)